

【2 保護者等の収入の状況について】 (1) から (3) までのうち、該当する口にレ点を付けてください。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書（以下を提出します）

<input checked="" type="checkbox"/>	生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書 （以下のいずれか） <ul style="list-style-type: none"> 生業扶助受給の証明ができる生活保護受給証明書 生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式2）
-------------------------------------	--

(2) 次の者の個人番号カードの写し等（個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書等）

レ点を付けてください。

	個人番号カード等	課税証明書等	
ア	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	親権者（両親）2名分
イ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） <ul style="list-style-type: none"> 離婚、死別等により親権者が1名の場合 親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1名の個人番号カードの写し等を提出できない場合 等
ウ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	未成年後見人（ ）名分 （未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。）
エ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 <ul style="list-style-type: none"> 親権者又は未成年後見人が存在しない場合 成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
オ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	生徒本人 保護者の氏名を記入してください。 い場合であり、成人に達している場合 等

(1) 又は (2) において、証明書等を添付する者の氏名、高校生等との続柄及び令和3年1月1日（新入生の一部早期給付の場合は令和2年1月1日）現在の市区町村までの住所

氏名	高校生等との続柄	氏名	高校生等との続柄
東京 太郎	父	東京 花子	母
東京 都道府県 新宿 市区町村		東京 都道府県 新宿 市区町村	

(3) 次の理由により、個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出しません。

<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていないため。
--------------------------	--

【3 扶養親族等の状況について】 非課税世帯（【2】の(2)又は(3)にレ点を付けた場合）は、記入してください。

扶養している（※）お子様	続柄	氏名	生年月日	学校名・職業等	課程（高校生等の場合記入）
}			昭・平 年 月 日		<input type="checkbox"/> 通信制/専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外
			昭・平 年 月 日		<input type="checkbox"/> 通信制/専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外
			昭・平 年 月 日		<input type="checkbox"/> 通信制/専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外
			昭・平 年 月 日		<input type="checkbox"/> 通信制/専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外

記入不要です。

※ 以下に該当する兄弟姉妹の状況を、生徒本人の状況を含めて記入してください（該当する兄弟姉妹がない場合、生徒本人の状況のみ記入してください。）

- 7月1日（新入生の一部早期給付の場合は4月1日）現在15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹
- 7月1日（新入生の一部早期給付の場合は4月1日）現在高校生である兄弟姉妹

※ 「続柄」欄に、年長の順に第1子、第2子と記入してください。

※ 兄弟姉妹が「奨学のための給付金」の申請を行う場合、提出する申請書の扶養親族欄には、必ず同じ状況を記載してください。

必ず内容を確認の上、レ点を付けてください。

【4 申請の状況について】

(1) 次の4点を確認の上、口にレ点を付けてください。

<input checked="" type="checkbox"/>	この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
<input checked="" type="checkbox"/>	この申請書に虚偽の記載があった場合は、東京都の求めに従いその全額を即時返還します。
<input checked="" type="checkbox"/>	私は東京都以外の道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っていません。
<input checked="" type="checkbox"/>	この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く。））の支弁対象ではありません。

(2) 非課税世帯（【2】の(2)又は(3)にレ点を付けた場合）は、以下の内容を確認の上、口にレ点を付けてください。

記入不要です。

<input type="checkbox"/>	私の世帯は、7月1日（新入生の一部早期給付の場合は4月1日）現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受けていません。
--------------------------	---